

## 足利銀行の受皿選定について

本日、金融庁は、以下のグループを足利銀行の受皿として選定した。

**野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社及びネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社を中心に構成される企業連合**

(以下「野村FP・NCPグループ」という。)

受皿の選定に当たっては、以下の基本的な審査基準に則り、3段階にわたり厳正・公平に審査を行った。

金融機関としての持続可能性(サステナビリティー)  
地域における金融仲介機能の発揮  
公的負担の極小化

この結果、受皿としての適格性や譲受けの条件において最も優れている同グループを最終的に選定した。

今後、本年7月1日を目途に、同グループが株主となる持株会社が足利銀行の全株式を預金保険機構から譲り受け、足利銀行の特別危機管理が終了することとなる。

なお、金融庁としては、特別危機管理の終了後においても、足利銀行が今後とも地域における金融仲介機能を十全に発揮するとともに、健全な業務運営が行われるよう、事業計画の実施状況のフォローアップや、銀行持株会社及び銀行に対する適切な監督を行ってまいりたい。

1. 事業計画書の概要 (別紙1)

2. 譲受条件等の概要

株式譲受金額 1,200億円

株式売買契約 準備が整い次第、締結予定。契約案の概要は(別紙2)

(参考) 受皿選定過程の概要

## 受皿選定過程の概要

### 1. これまでの経緯

足利銀行については、栃木県を中心とする地域において同行が果たしている金融機能の維持が地域の信用秩序の維持のために必要不可欠であること等を総合的に勘案し、平成15年11月29日、預金保険法第102条の規定に基づき、金融危機対応会議の議を経て、第3号措置（一時国有化）を講じた。

足利銀行は、その後、新経営陣の下で策定した「経営に関する計画」(平成16年度～平成18年度)に沿って、経営改善に向けた様々な取組みを実施してきた。

### 2. 受皿検討の開始

金融庁は、足利銀行の取組みについてフォローアップを行ってきたところ、同行の取組みが着実に成果をあげていると認められたことから、平成18年9月1日、足利銀行の受皿について具体的な検討を開始することとし、受皿の検討に当たっての基本的な審査基準、受皿選定作業の進め方及び「足利銀行の受皿選定に関するワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を発足させることを公表した。

#### 【基本的な審査基準】

**金融機関としての持続可能性（サステナビリティ）**  
**地域における金融仲介機能の発揮**  
**公的負担の極小化**

ワーキンググループにおいては、地域の意見についてヒアリングを行うとともに、選定作業の各段階において委員より専門的な立場からアドバイスを受けた。

### 3. 受皿選定作業

以下の3段階により、基本的な審査基準に則り、受皿選定作業を進めた。

#### 【第1段階】

##### 受皿候補の募集

平成18年11月2日に公募要領を公表し、足利銀行の受皿になることを希望する者（以下「受皿候補」という。）の募集を開始したところ、同年12月15日の公募終了までの間に、8者の受皿候補から応募書類が提出された。

なお、公募に先立ち、9月19日に栃木県より地域の意見についてヒアリン

グを行った。

応募書類の審査（第一次審査）

応募書類については、関係法令及び「受皿に求める基本的な条件」(参考1)に照らし審査を行い、基本的な応募資格を有していると認められた7者の受皿候補について、第2段階に進むことを了承した。

## 【第2段階】

事業計画書の提出要請

平成19年1月30日に、上記7者の受皿候補に対し、「事業計画書に盛り込むべき項目」(参考2)を提示して事業計画書の提出を要請したところ、同年3月30日の提出期限までに、全ての受皿候補から事業計画書が提出された。

この間、2月8日に栃木県より地域の意見について第2回目のヒアリングを行った。

事業計画書に基づく審査（第二次審査）

事業計画書については、前記の基本的な審査基準のうち、特に「金融機関としての持続可能性」及び「地域における金融仲介機能の発揮」に重点を置いて審査を行った。

具体的には、以下の各評価項目について審査を実施した。

### 【評価項目】

#### 1. 受皿候補の適格性及び事業計画の実行可能性

受皿候補（共同出資者を含む）及びその経営陣の適格性  
関係法令に関する知識・理解度、関係法令に対する適合性の検証  
企業価値の評価態勢、譲受けのための資金調達の確実性  
事業計画の全体としての実行可能性

#### 2. 金融機関としての持続可能性

経営管理態勢（ガバナンス）  
法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢  
リスク管理態勢  
自己資本の十分性及び資本政策

#### 3. 地域における金融仲介機能の発揮

経営戦略、地域金融機関としてのビジネスモデルの実効性（地域金融に対する継続的なコミットメントを含む）  
地域密着型金融の推進態勢  
地域における利用者利便の向上策  
地域活性化への貢献策

その結果、受皿候補としての適格性が相対的に優れていると認められた2者の受皿候補について、第3段階に進むことを了承した。

### 【第3段階】

#### 譲受条件等の提出要請

平成19年9月21日、上記2者の受皿候補に対して、足利銀行の企業価値の評価を実施した上で、譲受条件等を提示するとともに、事業計画書に必要な改訂を行ったうえで提出するよう要請した。これに対し、同年11月22日の提出期限に、両受皿候補から譲受条件等及び改訂事業計画書が提出された。

#### 譲受条件等を含めた最終審査（第三次審査）

第三次審査においては、「金融機関としての持続可能性」及び「地域における金融仲介機能の発揮」に加え、「公的負担の極小化」という観点も含めた審査を行った。

その際、「公的負担の極小化」の観点からは、受皿候補から提出された株式譲受金額や受皿決定後に締結される株式売買契約に定められる契約条件等について審査を行った。

その結果、受皿としての適格性や譲受けの条件において最も優れている「野村FP・NCPグループ」を最終的に選定した。

## 4．特別危機管理の終了に向けて

株式売買契約の締結後、銀行法に基づく銀行持株会社等の認可、預金保険法に基づく資金援助等に係る手続が進められることとなり、その後、本年7月1日を目途に、足利銀行の株式譲渡が行われ、同行は通常地域銀行としてスタートすることとなる。

野村FP・NCPグループに対しては、銀行持株会社及び足利銀行が、今般の事業計画に沿って、栃木県を中心とする地域において、利用者の信認を得て金融仲介機能を持続的に発揮できるよう、株主としての適切なガバナンスの発揮を期待したい。

なお、金融庁としては、特別危機管理の終了後においても、足利銀行が今後とも地域における金融仲介機能を十全に発揮するとともに、健全な業務運営が行われるよう、事業計画の実施状況のフォローアップや、銀行持株会社及び銀行に対する適切な監督を行ってまいりたい。

以上

## 受皿に求める基本的な条件

足利銀行の受皿は、銀行法、預金保険法等の関係法令に定められた要件を満たすとともに、以下に掲げる基本的な条件のすべてに適合している必要がある。

### 1. 金融機関としての持続可能性と質の高い経営管理の確保

- (1) 金融機関としての使命・役割を十分理解した経営理念・方針及び経営管理体制（ガバナンス）を確立できること
- (2) 金融機関として自律性のあるリスク管理態勢を構築できること
- (3) 十分な自己資本を確保するとともに、安定的な収益力を定着させることにより、財務の健全性を維持・向上できること

### 2. 地域における金融仲介機能の発揮

- (1) 栃木県を中心とする地域において金融仲介機能を継続的に発揮することについて、明確なコミットメントが存在していること
- (2) 一時国有化の下で進められてきた収益力の強化、資産内容の健全化及び業務運営の効率化の成果をベースとして、これらを更に発展させることのできる営業体制及び人事管理政策を確立できること
- (3) 地域の利用者の信頼を得つつ地域密着型金融を推進するとともに、利用者利便の向上や地域の活性化に継続的に貢献できること

### 3. 企業価値の適正な評価

- (1) 足利銀行の企業価値を適正に評価できること
- (2) 足利銀行の譲受けに必要な資金を確実に調達できること

## 事業計画書に盛り込むべき項目

### 1. 事業計画

#### (1) 受皿候補及び足利銀行の譲受けスキーム

受皿候補  
採用する譲受け方式  
譲受けスキームの全体像  
銀行法及び預金保険法上の認可等の基準への適合性  
銀行法、預金保険法以外の法令上の認可等の必要性及び基準への適合性

#### (2) 責任ある経営体制を確立するための方策

経営理念・経営方針  
役員の構成及び選任に関する方針  
経営管理体制の整備  
資本政策

#### (3) 業務の健全かつ適切な運営を確保するための方策

リスク管理態勢の整備  
法令等遵守態勢の整備  
利用者保護を図るための取組み  
株主、その関係者及び役員との取引の適正を確保するための方策

#### (4) 財務の健全性及び収益性の維持・向上を図るための方策

十分な自己資本の確保及び自己資本政策  
収益管理態勢の整備及び収益力の向上

#### (5) 地域において金融仲介機能を発揮するための方策

中長期の経営戦略及びビジネスモデル  
地域における金融仲介機能の継続的な発揮に対するコミットメントの実効性を確保する  
ための方策  
地域密着型金融の推進に関する方策  
利用者利便の向上を図るための方策  
地域の活性化に資する方策

#### (6) 地域において金融仲介機能を発揮するための体制整備

営業体制の整備  
人事管理政策  
システム投資に関する方針  
子会社・関連会社の保有に関する方針

#### (7) 資産・負債・自己資本計画及び損益計画

### 2. その他

- (1) 足利銀行の企業価値を適正に評価するための態勢及び手法
- (2) 足利銀行の譲受けに必要な資金の調達方法
- (3) 外部専門家及び代理人の活用